地域福祉計画及び地域福祉計画策定･推進会議について

本市では第２次田川市地域福祉計画を令和４年度から令和８年度までの５か年で策定しています。

地域福祉とは地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。そのために、住民と行政が協同しながらどのように地域福祉を進めていくか定めたものが地域福祉計画となっています。（別添１「田川市地域福祉計画　概要版」参照）

【基本理念】

「互いに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちづくり」

田川市地域福祉計画（第１次）における、すべての人がお互いに思いやりの心を持ち、助け合い、支え合うことがますます重要であるとともに、特定の人が特定の人を支えるのではなく、互いが互いを支え合う関係を築き、その関係を強めていくことも必要であるという認識はそのままに、第６次田川市総合計画とも整合性を図ったうえで、基本理念を「互いに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちづくり」と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

【基本目標】

１　互いに支え合う人づくり
　①　お互いを尊重し支え合う意識の醸成
　②　地域福祉の担い手の育成
２　互いに支え合う地域づくり
　①　住民が参加しやすい地域活動の推進
　②　住み慣れた地域での生活を支える取組の推進
３　互いに支え合う体制づくり
　①　相談できる体制の整備
　②　助け合う体制の整備

これらの３つの基本目標のもと、それぞれ「市民の皆さんに取り組んでいただきたいこと」、「社会福祉協議会の取り組み」、「田川市の取り組み」を計画に掲げ、関連事業の推進を図っており、関連した事業数は、現在、社会福祉協議会が１８事業、田川市が８１事業で、合計延べ９９事業となっています。

【地域福祉計画策定･推進会議】

地域福祉計画策定・推進会議は、田川市地域福祉計画策定・推進会議設置要綱及び社会福祉法の規定に基づき、田川市地域福祉計画に住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため設置しているものです。（別添２「田川市地域福祉計画策定・推進会議設置要綱」参照）

別添１

田川市地域福祉計画策定・推進会議設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づき、田川市地域福祉計画に住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、田川市地域福祉計画策定・推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　会議は、次に掲げる事項に関して意見を述べ、又は助言を行う。

⑴　田川市地域福祉計画の策定に関すること。

⑵　田川市地域福祉計画の推進に関すること

⑶　その他地域福祉の推進に関すること。

（組織）

第３条　会議は、委員１０人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　保健医療関係者

⑶　福祉関係者

⑷　市民代表者

⑸　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会議の会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　会議の庶務は、福祉部保健福祉課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附　則

この要綱は、平成２９年５月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。